

議第 7 3 号

呉市保健福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について  
呉市保健福祉審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市保健福祉審議会条例の一部を改正する条例

呉市保健福祉審議会条例（平成 1 2 年呉市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(調査審議事項) 第 1 条の 2 審議会は、社会福祉法第 7 条第 1 項に規定する社会福祉に関する事項のほか、次に掲げる事項の調査審議を行うものとする。 (1) 略 (2) 子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号） <u>第 7 7 条第 1 項各号</u> に掲げる事項 (3) ・ (4) 略	(調査審議事項) 第 1 条の 2 審議会は、社会福祉法第 7 条第 1 項に規定する社会福祉に関する事項のほか、次に掲げる事項の調査審議を行うものとする。 (1) 略 (2) 子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号） <u>第 7 2 条第 1 項各号</u> に掲げる事項 (3) ・ (4) 略

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の規定の整理をするため、この条例案を提出する。